



自転車は決められた場所に駐輪しよう

国土管理課自転車対策係
☎5722-9444、FAX5722-9636

自転車は、環境に優しい便利な乗り物ですが、利用者のマナーによっては、危険で迷惑なものになってしまいます。道路上や駅周辺に自転車を放置せず、駐輪場や自転車置き場を利用しましょう。一人ひとりのちょっとした心遣いをお願いします。

5年度登録制自転車置き場の利用登録を受け付けます

受付期間 11月1日～12月28日(現在の利用者も登録が必要)

利用期間 5年4月1日～6年3月31日

場中目黒駅(1カ所)、都立大学駅(6カ所)、緑が丘駅(1カ所・50cc以下の原動機付自転車のみ)

対駅から自宅・勤務先などが600m以遠にあり、通勤・通学などで自転車または50cc以下の原動機付自転車(ナンバープレートが水色のミニカーを除く)の利用者(防犯登録が必要)

¥手数料1台3,000円(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つかた、生活保護受給者は免除。5年4月1日現在、65歳以上のかたは半額。いずれも証明書類の写しが必要)

申区HP(コード①)で、11月1日～12月28日に、総合庁舎本館6階土木管理課自転車対策係へ

※窓口で申請するかたはスマートフォンを持参。スマートフォンをお持ちでないかたのみ、紙での申請可能

※原動機付自転車の登録には標識交付証明書の写しが必要

※緑が丘駅の登録申請書は土木管理課に請求してください



①

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10月22～31日に、住区、町会・自治会、区内商店街、区内官公署、駅などでキャンペーンポスターを掲示し、自転車の放置禁止を呼び掛けます。

自転車を路上放置すると

- 道路をふさぎ、通行の妨げになる
- 歩行者が車道を通行し、危険な状態となる
- 災害時の避難や、緊急車両の通行の妨げになる
- 街の景観を損なう
- 1台の放置自転車が、多数の放置自転車を誘発させる

区立自転車駐輪場を活用しよう!

1時間無料!

定期利用(1カ月または3カ月)と1日利用の有料制駐輪場が、駒場東大前駅・池尻大橋駅・中目黒駅・祐天寺駅・学芸大学駅・都立大学駅・自由が丘駅・緑が丘駅・洗足駅にあります。詳細は区HP(コード②)をご覧ください。指定管理者サポートセンター(☎0120-3566-21)までお問い合わせください。



②

空き状況がリアルタイムで分かって便利/満空Webシステムを活用しよう!

満空Webシステムは、現在の駐輪場の空き状況(1日利用)を確認できます(コード③)。



③

語ろう人権 家庭で地域で



パワーハラスメントを防止するための措置が全ての企業に義務化されました



個人権政策課(☎5722-9214、FAX5722-9469)

中小企業は急ぎ対策を

2年6月に、大企業にすでに義務化されていたパワーハラスメント防止措置が、今年4月からは中小企業にも義務化されました。労働施策総合推進法(パワハラ防止法)に基づき、企業は、パワハラへの対処方針などを明確にして周知・啓発し、一元的に対応できる相談窓口を、きちんと設置しなければなりません。

職場のパワハラとは、①優越的な関係を背景とした言動②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの③労働者の就業環境が害されるものとされ、この3点全ての要素を満たす行為を指します。

組織内部の人が相談を受ける立場となるのが難しく、社会保険労務士や、弁護士に外部委託する企業もあるでしょう。

激変する職場環境

この法によって、これまでの職場環境が激変する可能性があります。怒鳴ったり物を投げたりといった熱血上司は影をひそめ、従来の職場での指導方法が、今ではパワハラになるのではないかと悩む

場面も出てくるかもしれません。女性、障害者、LGBT、外国人などの社員をからかいの対象とすれば、職場環境を阻害するハラスメント行為として、厳しく責任を問われることになります。

その場で正す勇気を持つ

たとえ、有能で仕事ができ、人柄も良く、権威があり、社内でも尊敬されている人物であっても、差別や偏見に基づく言動をすれば、ハラスメントの加害者になりえます。そのような行為を目撃したら、上司でも同僚でも友人でも、恐れずその場で注意すべきです。

日本の組織風土では、注意することでその場の雰囲気や関係を壊すことを恐れるあまり、一歩踏み出すことをためらうかもしれません。しかし、その場で正すことこそが、被害者だけでなく、加害者本人をも守り、組織の古い体質を変えることにつながります。

誰かの「居心地が悪い」や、自分も「違和感を覚える」、そのときに「NO」と言えるかどうか、ハラスメントのない組織や社会へ変えていくための鍵となります。



ごみの?はボクにおまかせ

教えて!

ゴミラス

Q 飲み物の紙パックには、内側が白色のものや銀色のものがあるけど、どう処分したらいいですか?



A 内側が白色の紙パックは、紙パック用回収ボックスに入れて、銀色の紙パックは燃やすごみで出してね。

内側が白色の紙パックは、総合庁舎や住民センターなどに設置されている回収ボックスに入れてね。回収ボックスに入れるときは、洗って切り開いて乾燥させてね。製品によっては、プラスチックの注ぎ口になっているものがあるけど、プラスチック部分は取り除いてほしいな。回収された紙パックは、ティッシュペーパーやトイレットペーパーに生まれ変わるよ。

内側が銀色の紙パックはリサイクルできないんだ。燃やすごみなので、間違えないように気をつけてね。



回収ボックス設置場所

区清掃リサイクル課計画普及係
☎5722-9883、FAX5722-9573

ごみに関するちょっとした疑問や質問をお寄せください

ハガキ・Eメールに、聞きたいこと、氏名(ニックネーム可)、年代を書いて、広報課区報係(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉、✉kohobosyu@city.meguro.tokyo.jp)へ。いただいた質問などから、ゴミラスが選んで回答します。

